

現 行

屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号。以下「条例」という。）第4条から第7条までの規定並びに屋外広告物条例施行規則（平成4年兵庫県規則第69号。以下「規則」という。）別表第1及び別表第2の規定により、知事が指定する区域等を次のとおり定め、平成5年4月1日から施行する。

1 条例第4条第1項第1号、第2号、第3号、第7号及び第8号の規定により知事が指定する区域（禁止地域等から除外する区域）

区分	区域	関係市町
(略)		
景観形成地区 (条例第4条第1項第2号)	都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域の区域	たつの市 洲本市 豊岡市
	景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項の規定により指定された新温泉町湯・細田地区まちなか景観形成地区の区域	新温泉町
	景観の形成等に関する条例第8条第1項の規定により指定された国道312号沿道地区沿道景観形成地区のうち、次の区域 (1) 次の区間並びにこれらの路端から1000メートル以内の区域 ア 朝来市立野地内国道429号と国道312号との交点から朝来市多々良木地内市道多々良木2号線との交点まで イ 朝来市和田山町加都地内加都交差点から朝来市と養父市の行政境まで (2) 豊岡市の都市計画法第8条第1項の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）の区域 (3) 豊岡市（平成17年3月31日における日高町の区域に限る。）の景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された円山川下流域風景形成地域の「商業・工業系区域」の区域	朝来市 養父市 豊岡市
	景観の形成等に関する条例第8条第1項の規定により指定された高砂市高砂地区歴史的景観形成地区、住宅街等景観形成地区及びまちなか景観形成地区の区域のうち次の区域 (1) 高砂市の用途地域の近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域（ただし、(2)に掲げる区域を除く。） (2) 工業地域のうち、高砂樋門から永楽橋を経て海に通じる水面（通称「堀川」）の護岸から50m以内の区域	高砂市
景観の形成等に関する条例第8条第1項の規定により指定された加西市北条地区歴史的景観形成地区のうち、次の区域 (1) 県道三木穴栗線の路端から30メートル以内の区域 (2) 県道大和北条停車場線の路端から30メートル以内の区域 (3) 市道北条栗田線の路端から30メートル以内の区域	加西市	
風景形成地域 (条例第4条第1項第2号)	景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された円山川下流域風景形成地区のうち、次の区域 (1) 豊岡市の用途地域の区域 (2) 豊岡市（平成17年3月31日における日高町の区域に限る。）の「商業・工業系区域」の区域	豊岡市
	景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された但馬海岸地域風景形成地区のうち、次の区域 (1) 香美町香住区の県道香住村岡線の路端から100メートル以内の区域。ただし、(2)に掲げる区域を除く。 (2) 香美町香住区の「集落景観領域（集落市街地区）」のうち、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の北の区域。ただし、町道下浜206号線から西150メートルを超える区域及び一般国道178号の矢田橋から町道下浜206号線との交点までの区間の西150メートルを超える区域を除く。 (3) 香美町香住区の「集落景観領域（但馬海村区域）」のうち、同区沖浦字ツルベバナの区域 (4) 新温泉町の「集落景観領域（集落市街地区）」のうち、一般国道178号の路端から100メートル以内の区域、県道浜坂井土線の路端から100メートル以内の区域及び県道竹田指杭線の県道浜坂井土線との交点から一般国道178号との交点までの区間の路端から100メートル以内の区域 (5) 新温泉町の「集落景観領域（集落市街地区）」のうち、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線から北で岸田川から西の区域。ただし、(4)に掲げる区域及び次に掲げる区域を除く。 ア 一般国道178号の福富橋から県道浜坂停車場線との交点までの区間の北100メートルを超える区域 イ 県道浜坂停車場線の町道浜坂清富線との交点から一般国道178号との交点までの区間の北200メートルを超える区域 ウ 町道浜坂清富線の起点から町道浜坂第31号線の交点までの区間の東200メートルを超える区域 エ 味原川の大正橋から岸田川合流点までの区間の東の区域 オ 県道浜坂港浜坂停車場線の起点から県道三尾浜坂線との交点までの区間の西300メートルを超える区域	香美町 新温泉町
(略)		

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)

改 正 案

屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号。以下「条例」という。）第4条から第7条までの規定並びに屋外広告物条例施行規則（平成4年兵庫県規則第69号。以下「規則」という。）別表第1及び別表第2の規定により、知事が指定する区域等を次のとおり定め、平成5年4月1日から施行する。

1 条例第4条第1項第1号、第2号、第3号、第7号及び第8号の規定により知事が指定する区域（禁止地域等から除外する区域）

区分	区域	関係市町
(略)		
景観形成地区 (条例第4条第1項第2号)	都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域の区域	たつの市 洲本市
	景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第8条第1項の規定により指定された新温泉町湯・細田地区まちなか景観形成地区の区域	新温泉町
	景観の形成等に関する条例第8条第1項の規定により指定された国道312号沿道地区沿道景観形成地区のうち、次の区域 (1) 次の区間並びにこれらの路端から1000メートル以内の区域 ア 朝来市立野地内国道429号と国道312号との交点から朝来市多々良木地内市道多々良木2号線との交点まで イ 朝来市和田山町加都地内加都交差点から朝来市と養父市の行政境まで	朝来市 養父市
	景観の形成等に関する条例第8条第1項の規定により指定された高砂市高砂地区歴史的景観形成地区、住宅街等景観形成地区及びまちなか景観形成地区の区域のうち次の区域 (1) 高砂市の都市計画法第8条第1項の規定により定められた用途地域（以下「用途地域」という。）の近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域（ただし、(2)に掲げる区域を除く。） (2) 工業地域のうち、高砂樋門から永楽橋を経て海に通じる水面（通称「堀川」）の護岸から50m以内の区域	高砂市
景観の形成等に関する条例第8条第1項の規定により指定された加西市北条地区歴史的景観形成地区のうち、次の区域 (1) 県道三木穴栗線の路端から30メートル以内の区域 (2) 県道大和北条停車場線の路端から30メートル以内の区域 (3) 市道北条栗田線の路端から30メートル以内の区域	加西市	
風景形成地域 (条例第4条第1項第2号)	景観の形成等に関する条例第15条第1項の規定により指定された但馬海岸地域風景形成地区のうち、次の区域 (1) 香美町香住区の県道香住村岡線の路端から100メートル以内の区域。ただし、(2)に掲げる区域を除く。 (2) 香美町香住区の「集落景観領域（集落市街地区）」のうち、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の北の区域。ただし、町道下浜206号線から西150メートルを超える区域及び一般国道178号の矢田橋から町道下浜206号線との交点までの区間の西150メートルを超える区域を除く。 (3) 香美町香住区の「集落景観領域（但馬海村区域）」のうち、同区沖浦字ツルベバナの区域 (4) 新温泉町の「集落景観領域（集落市街地区）」のうち、一般国道178号の路端から100メートル以内の区域、県道浜坂井土線の路端から100メートル以内の区域及び県道竹田指杭線の県道浜坂井土線との交点から一般国道178号との交点までの区間の路端から100メートル以内の区域 (5) 新温泉町の「集落景観領域（集落市街地区）」のうち、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線から北で岸田川から西の区域。ただし、(4)に掲げる区域及び次に掲げる区域を除く。 ア 一般国道178号の福富橋から県道浜坂停車場線との交点までの区間の北100メートルを超える区域 イ 県道浜坂停車場線の町道浜坂清富線との交点から一般国道178号との交点までの区間の北200メートルを超える区域 ウ 町道浜坂清富線の起点から町道浜坂第31号線の交点までの区間の東200メートルを超える区域 エ 味原川の大正橋から岸田川合流点までの区間の東の区域 オ 県道浜坂港浜坂停車場線の起点から県道三尾浜坂線との交点までの区間の西300メートルを超える区域	香美町 新温泉町
	(略)	

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)

現 行

6 条例第4条第1項第18号の規定並びに規則別表第1第1種禁止地域等の項13、第2種禁止地域等の項11及び第3種禁止地域等の項4の規定により知事が指定する地域又は場所（その他知事が指定する地域又は場所）

番号	種別	地域又は場所	関係市町
1	第2種禁止地域等	佐用町歴史的環境保存条例（昭和58年佐用町条例第19号）第7条第1項の規定により指定された歴史的環境区域	佐用町
2	第2種禁止地域等	景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により篠山市が定める景観計画に指定された丹南篠山IC周辺地区、篠山市城下町地区及び篠山市上立杭地区の区域	篠山市
3	第2種禁止地域等	篠山市のうち、今田町本荘、今田町今田、今田町萩野分、今田町佐曾良新田、今田町今田新田、今田町市原、今田町芦原新田、今田町辰巳、今田町上小野原、今田町下小野原、今田町休場、北、野中、小枕、真南条上、真南条中、真南条下、栗栖野、不来坂、住山、古市、波賀野新田、見内、波賀野、当野、矢代新、南矢代、東新町、西新町、南新町、河原町、立町、池上、糶ヶ坪、京町、渋谷、小多田、殿町、西八上、八上下、八上内、般若寺、和田、大淵、大上、畑宮、菅、瀬利、今谷、野間、新荘、大熊、沢田、大谷、日置、上宿、野々垣、西荘、八上上、井ノ上、北島、畑井、宮ノ前、畑市、小中、辻、曾地口、泉、倉谷、佐貫谷、春日江、福住、川原、本明谷、安口、西野々、下原山、中原山、奥原山、安田、藤之木、二之坪、箱谷、小野新及び小野奥谷の区域（多紀連山県立自然公園、猪名川溪谷県立自然公園及び景観法第8条第1項の規定により篠山市が定める景観計画に指定された篠山市城下町地区の区域を除く。）	篠山市

以下略～

改 正 案

6 条例第4条第1項第18号の規定並びに規則別表第1第1種禁止地域等の項13、第2種禁止地域等の項11及び第3種禁止地域等の項4の規定により知事が指定する地域又は場所（その他知事が指定する地域又は場所）

番号	種別	地域又は場所	関係市町
1	第2種禁止地域等	佐用町歴史的環境保存条例（昭和58年佐用町条例第19号）第7条第1項の規定により指定された歴史的環境区域	佐用町
2	第2種禁止地域等	景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により篠山市が定める景観計画に指定された丹南篠山IC周辺地区、篠山市城下町地区及び篠山市上立杭地区の区域	篠山市
3	第2種禁止地域等	篠山市のうち、今田町本荘、今田町今田、今田町萩野分、今田町佐曾良新田、今田町今田新田、今田町市原、今田町芦原新田、今田町辰巳、今田町上小野原、今田町下小野原、今田町休場、北、野中、小枕、真南条上、真南条中、真南条下、栗栖野、不来坂、住山、古市、波賀野新田、見内、波賀野、当野、矢代新、南矢代、東新町、西新町、南新町、河原町、立町、池上、糶ヶ坪、京町、渋谷、小多田、殿町、西八上、八上下、八上内、般若寺、和田、大淵、大上、畑宮、菅、瀬利、今谷、野間、新荘、大熊、沢田、大谷、日置、上宿、野々垣、西荘、八上上、井ノ上、北島、畑井、宮ノ前、畑市、小中、辻、曾地口、泉、倉谷、佐貫谷、春日江、福住、川原、本明谷、安口、西野々、下原山、中原山、奥原山、安田、藤之木、二之坪、箱谷、小野新及び小野奥谷の区域（多紀連山県立自然公園、猪名川溪谷県立自然公園及び景観法第8条第1項の規定により篠山市が定める景観計画に指定された篠山市城下町地区の区域を除く。）	篠山市
4	第2種禁止地域等	景観法第8条第1項の規定により豊岡市が定める景観計画に指定された出石城下町景観形成重点地区及び城崎温泉景観形成重点地区の区域（商業地域の区域を除く。）	豊岡市
5	第2種禁止地域等	豊岡市のうち、昭和町、大磯、大磯町、城南町、桜町、三坂、三坂町、山王町、京町、立野、立野町、中央町、千代田町、大手町、寿町、泉町、元町、小田井町、幸町、加広町、野田、若松町、上佐野、佐野、九日市上町、九日市中町、九日市下町、妙楽寺、塩津、塩津町、弥栄町、祥雲寺、栄町の一部、鎌田、下宮の一部、庄境、梶原、日撫、六地藏、宮島、一日市、船町、山本、森、金剛寺、野上、下鶴井、赤石、正法寺、戸牧、高屋、上陰、中陰、下陰、福田、枳江、森津、滝、新堂、岩熊、伊賀谷、今森、江本、駄坂、木内、大篠岡、中谷、河谷、百合地、中郷、引野、土淵、加陽、清冷寺、伏、八社宮、岩井、宮井の一部、庄の一部、三宅、森尾、立石、香住、下鉢山、上鉢山、長谷、倉見、神美台、城崎町湯島、城崎町今津、城崎町桃島、城崎町来日、城崎町上山、城崎町結、城崎町戸島、城崎町楽々浦、城崎町飯谷、日高町松岡、日高町土居、日高町上郷、日高町府市場、日高町府中新、日高町堀、日高町野々庄、日高町池上、日高町西芝、日高町東芝、日高町上石、日高町竹貫、日高町江原、日高町青田、日高町岩中、日高町浅倉、日高町赤崎、日高町久斗、日高町祢布、日高町国分寺、日高町水上、日高町山本、日高町鶴岡、日高町日置、出石町鳥居、出石町森井、出石町丸中、出石町大谷、出石町三木、出石町片間、出石町伊豆、出石町福居、出石町嶋、出石町安良、出石町田多地、小島、瀬戸、津居山、気比、田結、畑上の一部、竹野町須谷の一部、竹野町和田、竹野町阿金谷、竹野町羽入、竹野町松本、竹野町草飼、竹野町宇日、竹野町田久日、竹野町竹野、竹野町切濱、竹野町濱須井及び竹野町奥須井の区域（景観法第8条第1項の規定により豊岡市が定める景観計画に指定された城崎温泉景観形成重点地区の区域、同重点地区の区域以外の用途地域の区域及び日高町の一部の区域を除く。）	豊岡市

備考 5の款の関係図書は、豊岡市役所において縦覧に供する。

以下略